

民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱

内閣総理大臣決定
平成13年11月16日
(平成14年4月17日改正)

(通則)

第1 民間資金等活用事業調査費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、市町村(政令指定都市を除き、東京都特別区を含む。)及び市町村の組合(以下「市町村等」という。)が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)を実施しようとするときに必要となる調査経費の一部を負担することにより、PFI事業の導入促進に資することを目的とする。

(補助の対象)

第3 この補助金の対象は、次の(1)及び(2)に該当する事業をPFI事業として実施しようとするときに必要となる(3)に該当する調査(以下「補助事業」という。)とし、必要となる調査委託費の2分の1の額に対して予算の範囲内で交付するものとする。

- (1)対象施設の整備等が明確に打ち出されており、PFI事業としての実施の可能性が高いと見込まれる事業
- (2)対象施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的なモデル的事业として位置付けられる事業
- (3)法第5条に規定する実施方針の策定に向けて必要となる調査、又は法第6条に規定する特定事業の選定の際に求められる法第8条に規定する客観的な評価を行うに当たり必要となる調査(PFI事業以外の事業手法で行おうとする場合においても必要となるものを除く。)

(補助金交付の申請)

第4 市町村等の長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1により内閣総理大臣(以下「大臣」という。)に申請するものとする。

(補助金交付の決定)

第5 大臣は、第4の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、

その内訳及び条件を記載した交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6 補助金の交付決定の通知を受けた市町村等の長(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内にその旨を記載した書面により大臣に申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

第7 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当することによって第4の申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第2により大臣に申請してその承認を受けなければならない。

(1)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(2)補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業のすべてを中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3により大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在における当該補助事業の遂行状況を、別記様式第4によりその年度の12月20日までに大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、それを受けた日)から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助事業の実績を別記様式第5により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 大臣は、第9の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11 補助金の支払いは、第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第6により補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12 大臣は、次の各号の一に該当するときは、第5の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 第7、第8、第9、第13又は第14の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

(補助金調書の整備)

第13 補助事業者は、別記様式7による補助金調書を作成しておかなければならない。

(補助金の経理)

第14 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15 補助事業者が提出する別記様式第1から第7までに定める申請書等の書類は、正本1通、副本2通とし、その規格等はA4判縦長左綴じとする。

(附則)

この要綱は、平成13年11月16日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月17日から適用する。

(地方公共団体名)

7 調査委託費積算内訳

費 目	金 額	積 算 内 訳
調査委託費	千円	

(注) 費目は「調査委託費」のみとする。

(注) 適用した積算基準類を添付すること。ただし、国が定めた基準類を準用する場合には、その名称を記載することで可。

別記様式第 2

文 書 番 号
平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度民間資金等活用事業調査事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった民間資金等活用事業調査の事業計画を下記のとおり変更したいので、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱(平成13年11月16日府政経第521号)第7第1項の規定により、承認方を申請します。

記

1 調査の名称

2 事業の概要

3 変更の理由

4 調査の内容

5 調査開始(予定)日 平成 年 月 日

6 調査完了予定日 平成 年 月 日

7 収支予算

(1) 収 入

(千円)
・国庫補助金 _____ 千円

(千円)
・地方公共団体費 _____ 千円

(千円)
・合 計 _____ 千円

(2) 支 出

(千円)
・調査委託費 _____ 千円

(参 考)

・その他 _____ 千円

・うち国庫補助金 _____ 千円()

交付要綱第3に規定する補助の対象以外の調査を同時に行う場合には、「その他」にその所要額を、その他の調査に対して国庫補助金の交付がある場合にはその金額及び補助金名を記載する。

(地方公共団体名)

8 調査委託費積算内訳

費 目	金 額	積 算 内 訳
調査委託費	千円	

(注) 事業内容に変更がなければ、2 事業の概要 は省略しても可。

(注) 変更箇所の記入については、変更前を変更後の上段にカッコ書で併記すること。

別記様式第3

文 書 番 号
平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度民間資金等活用事業調査中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった民間資金等活用事業調査を下記のとおり中止（廃止）したいので、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱（平成13年11月16日府政経第521号）第7第2項の規定により、承認方を申請します。

記

- 1 調査の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

文 書 番 号
平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度民間資金等活用事業調査遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった民間資金等活用事業調査の実績について、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱（平成13年11月16日府政経第521号）第8の規定により下記のとおり報告します。

記

1 調査の名称

2 調査成果の概要

(1) 調査項目

(2) 成果概要（中間報告）

3 調査開始年月日 平成 年 月 日

4 調査完了予定日 平成 年 月 日

(地方公共団体名)

5 収支決算

(1) 収入の部

(単位 : 円)

負担区分	本年度予算額 (A)	実績額 (B)	差額 (A) - (B)
国庫補助金			
地方公共団体費			
合計			

(2) 支出の部

(単位 : 円)

費目	本年度予算額		実績額		差額		国庫補助金 差額の交付 決定額に対 する割合 $\frac{(B)-(D)}{(B)}$
	(A)	うち 国庫補助 金交付 決定額 (B)	(C)	うち 国庫補助 金額 (D)	(A) - (C)	(B) - (D)	
調査委託費							%
(参考) その他					(補助金名)		

交付要綱第3に規定する補助の対象以外の調査を同時に行う場合には、「その他」にその所要額を、その他の調査に対して国庫補助金の交付がある場合にはその金額及び補助金名を記載する。

別記様式第 5

文 書 番 号
平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度民間資金等活用事業調査実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった民間資金等活用事業調査の実績について、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱（平成 13 年 11 月 16 日府政経経第 521 号）第 9 の規定により、調査報告書を付して下記のとおり報告します。

記

- 1 調査の名称
- 2 調査成果の概要
 - (1) 調査項目
 - (2) 成果概要
- 3 調査開始年月日 平成 年 月 日
- 4 調査完了年月日 平成 年 月 日
- 5 添付資料 調査成果報告書 1 部

(地方公共団体名)

6 収支決算

(1) 収入の部

(単位 : 円)

負担区分	本年度予算額 (A)	実績額 (B)	差額 (A) - (B)
国庫補助金			
地方公共団体費			
合計			

(2) 支出の部

(単位 : 円)

費目	本年度予算額		実績額		差額		国庫補助金 差額の交付 決定額に対 する割合 $\frac{(B)-(D)}{(B)}$ %
	(A)	うち 国庫補助 金交付 決定額 (B)	(C)	うち 国庫補助 金額 (D)	(A) - (C)	(B) - (D)	
調査委託費							
(参考) その他					(補助金名)		

交付要綱第3に規定する補助の対象以外の調査を同時に行う場合には、「その他」にその所要額を、その他の調査に対して国庫補助金の交付がある場合にはその金額及び補助金名を記載する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度民間資金等活用事業調査費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定の通知があった民間資金等活用事業調査について、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱（平成 13 年 11 月 16 日府政経第 521 号）第 11 第 2 項の規定により、標記補助金の精算払（第 回概算払）を下記のとおり請求します。

記

- 1 調査の名称
- 2 請求金額 : 金 _____ 円
- 3 請求金額の内訳
(精算払の場合)

(単位：千円)

費 目	交付決定額	確 定 額 (A)	概算払受領額 (B)	差引請求額 (A) - (B)
調査委託費				

(地方公共団体名)

(概算払の場合)

(単位 : 千円)

費 目	交付決定		前回までの		今回対象の		交付済	請求額
	本年度 予算額	国 庫 補助金 の 額	支出額	うち 国 庫 補助金 (A)	支出額	うち 国 庫 補助金 (B)	国 庫 補助金 (C)	(A) + (B) - (C)
調 査 委 託 費								

・ 今回対象支出額の内訳

費 目	金 額	積 算 内 訳
調査委託費	千円	円

振 込 先 口 座

平成 年度民間資金等活用事業調査費補助金精算 (概算) 払
債主 (口座名義) : 市 (町村組合)
債 主 住 所 : 〒 -
* * 市 * * 町 - - 番地
金 融 機 関 名 : 銀行 支店
預 貯 金 種 類 : 預金
口 座 番 号 : # # # # # # #

上記口座に振込方お願いいたします。

平成 年 月 日

別記様式第7

平成 年度民間資金等活用事業調査費補助金調書

内閣府所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体							備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	補助 率	歳入			歳出					
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	国庫 補助金 相当額	支出 済額		国庫 補助金 相当額
(項) 内閣 本府											
(目) 民間 資金 等活 用事 業調 査費 補助											

- ・「国」の「歳出予算科目」は項及び目を記載すること。
- ・「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- ・「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- ・「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。